

## 総合的な財政情報の公表について

財政状況の公表については、地方自治法に基づき、予算、決算、財産及び借入金残高などを広報や冊子でお知らせしています。

近年、町財政の状況が極めて厳しい中で、地域住民の理解と協力を得ながら財政の健全化を図るためには、従来から公表していた一般会計や特別会計及び企業会計のみならず、第三セクターなどの経営状況及び財政支援の状況も含め、総合的な財政情報についての公表が必要となっております。

このため、今回は、平成21年度各会計、一部事務組合及び第三セクターの決算の状況及び財政指標を公表いたします。

### ■ 用語解説

- 標準税収入額等

地方公共団体の標準的な税収入と地方譲与税などを加えた額です。

- 普通交付税

都市部と地方の経済格差による税収の片寄りを調整するため国から交付されます。

- 臨時財政対策債発行可能額

国が地方に交付する地方交付税の不足分を地方が臨時財政対策債として借金することで一時的に財源補てんする制度です。制度上は全額が後年度に地方交付税として交付されます。

発行可能額は、その年に借金することのできる上限額です。

- 標準財政規模

地方自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源（町税や普通交付税など）の規模を示すものです。

- 一般会計

福祉・土木・教育など町の基本的なサービスを行う会計であり、主な収入には、町税、地方交付税などがあります。

- 公共用地先行取得事業特別会計  
用地を先行取得することによって公共事業など円滑かつ効率的な執行を図ることを目的とした会計です。
- 形式収支  
各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額です。
- 実質収支  
形式収支から翌年度に繰り越して使用するお金を差し引いた額です。
- 繰入金  
基金（貯金）の取り崩しや、他の会計からお金を移動することです。
- 地方債現在高  
過去に借り入れした起債（借金）の残高です。
- 特別会計  
特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理するための会計です。遠軽町においては、次の国民健康保険特別会計から公共下水道事業特別会計と公共用地先行取得事業特別会計がそれにあたります。
- 国民健康保険特別会計  
個人経営者や農業を営んでいる方などが国民健康保険に加入し、医療の給付などを行っている会計です。
- 老人保健特別会計・後期高齢者医療特別会計  
高齢者を対象に医療の給付などを行っている会計です。
- 介護保険特別会計  
介護認定の受けた方を対象に各種サービスを提供する会計です。
- 簡易水道事業特別会計  
遠軽地域（瀬戸瀬地区）、生田原地域、丸瀬布地域及び白滝地域において、水道の供給を行っている会計です。

- 公共下水道事業特別会計  
遠軽、丸瀬布及び白滝地域における下水道整備や処理などを行う会計です。
- 水道事業会計  
遠軽地域（瀬戸瀬地区及び社名淵地区を除く）の水道の供給を行っている会計です。
- 一般会計等繰入見込額  
各会計の起債（借金）を他の会計が将来において負担する見込みの額です。
- 法適用  
地方公営企業法の全部又は財務規定を適用し、経理事務を企業会計方式で行っている事業です。遠軽町においては、水道事業会計が対象となっています。
- 一部事務組合  
特定の事務などを共同で行う場合に関係市町村を構成し設置する組合です。
- 網走支庁管内町村交通災害共済組合  
網走支庁管内の町村の住民の交通災害に対する共済制度に関する共同事務を行っています。
- 遠軽地区広域組合  
消防や救急、し尿処理及びリサイクルセンターの運営を行っています。現在の構成団体は、佐呂間町、遠軽町及び湧別町の3町が加入しています。
- 網走地方教育研修センター組合  
網走支庁管内の市町村が共同して行う教職員の研修や、研修に関する調査研究を行うために、教育機関としての施設を共同で設置し管理しています。
- 第三セクター  
国や地方自治体と民間との共同出資で設立された会社のことです。
- （株）遠軽農業振興公社  
農畜産物処理加工の運営などを行っています。
- （株）フォーレストパーク  
ロックバレースキー場の管理運営をしています。

- (株) 生田原振興公社  
「生田原温泉ホテルノースキング」などの管理運営をしています。
  
- 純資産又は正味財産  
資産から負債を差し引いた額です。
  
- 出資金  
会社を設立する際に、遠軽町が出資した額です。
  
- 債務保証（損失補償）に係る債務残高  
債務保証 金融機関などからの融資に対し、融資の支払いができない場合、地方自治体が代わって支払をしなければならない額のことです。  
損失補償 損失が生じた場合、地方自治体が代わって穴埋めしなければならない額のことです。
  
- 財政調整基金・減債基金  
財政調整基金 経済事情の著しい変動による収入不足や災害の発生により生じた経費などに充てるための基金（貯金）です。  
減債基金 過去の借入金の支払いに充てるための基金です。
  
- 充当可能基金  
将来負担すべき地方債の償還などへ充てることのできる基金です。  
遠軽町においては、まちづくり振興基金、名寄線代替輸送確保基金及び町有林野事業資金基金などがあります。
  
- 備荒資金（超過分）  
財政運営の健全化などを図ることを目的として、北海道内の市町村が共同で設置した組合であり、災害に備えての対策資金として積立られています。  
この積立については、一定額以上積立した場合、超過分として取扱いしています。
  
- 地域振興基金  
合併した時に町民の連携の強化や地域の振興を図るためにつくられた基金です。

- 実質赤字比率

まちが福祉、教育、まちづくりなど基本的な行政サービスを行うための会計（遠軽町では一般会計と公共用地先行取得事業特別会計）が1年間に入ってきたお金以上に使ってしまった場合、赤字となって比率が算出されます。

一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

- 連結実質赤字比率

まちが行っているサービスの全会計（一般会計のほか、国民健康保険特別会計や公共下水道事業特別会計、水道事業会計など全9会計）を対象とした赤字の額や資金の不足額が生じた場合、赤字となって比率が算出されます。

まちのすべての会計などの赤字の程度を指標化し、まち全体の財政運営の深刻度を示すものです。

- 実質公債費比率

まちが支払いした借金や借金に類するもの（遠軽地区広域組合が消防などの施設や設備を整備した時の借金の支払い分をまちが負担した額など）の支払額の比率です。

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

また、比率を算出する上で、18%以上の団体は、借入するに当たって北海道の許可が必要となります。さらに、25%以上の団体は、借入の制限があります。

- 将来負担比率

将来支払いが必要となる可能性の高い借金や第三セクター（まちが出資して設立した会社）の損失補償などから、支払いに充てられる貯金などを差し引いた額の比率です。

町債の借入金残高や、将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

- 財政力指数

「基準財政収入額（普通交付税を算出する上で、地方自治体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算出した額）」を「基準財政需要額（普通交付税を算出する上で、地方自治体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算出した額）」で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。

なお、指数が1に近いほど財政力が強く町税などの自主財源が豊かな団体とされています。

- 経常収支比率

町税、普通交付税など毎年度経常的に収入されるお金のうち、人件費や借入金の支払いのように毎年度経常的に支出される経費に充てられたものが占める割合です。

- 早期健全化基準

基準を超えると、「財政健全化団体」（黄色信号）と判断され、財政悪化の原因と分析や今後の見通しなどを盛り込んだ計画（財政健全化計画）をつくり、議会の議決、住民への公表などをしなければなりません。

- 財政再生基準

財政健全化団体よりさらに財政悪化している場合、「財政再生団体」（赤信号）とされ、先ほどの財政健全化計画よりさらに、税金の滞納分の徴収計画や、使用料・手数料の値上げなどの収入増加の計画、状況によっては、税金の税率の引き上げを盛り込んだ厳しい計画（財政再生計画）をつくり、国の指導のもと財政再生への道を歩みます。（夕張市の財政破たんの状態と同じになります。）

- 資金不足比率

公営企業における資金不足額の事業規模（料金収入）に占める割合です。